

埼 玉 県 型 枠 工 事 業 協 会 会 則

制 定	昭和 5 2 年 3 月 1 0 日	改 正	昭和 6 2 年 3 月 1 1 日
施 行	昭和 5 2 年 3 月 2 0 日	改 正	平成 6 年 2 月 7 日
改 正	昭和 5 3 年 4 月 7 日	改 正	平成 1 0 年 2 月 9 日
改 正	昭和 5 4 年 3 月 7 日	改 正	平成 2 1 年 3 月 9 日
改 正	昭和 5 5 年 3 月 7 日	改 正	平成 2 2 年 3 月 8 日
改 正	昭和 5 6 年 3 月 7 日	改 正	平成 2 6 年 4 月 1 日
改 正	昭和 5 9 年 3 月 7 日	改 正	令和元年 1 0 月 7 日
改 正	昭和 6 0 年 3 月 7 日	改 正	令和 6 年 3 月 1 1 日
改 正	昭和 6 1 年 2 月 7 日		

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は埼玉県型枠工事業協会と称する。

第 2 条 (目 的)

本会は型枠工事業者の経済的向上を図ると共に施工技術の改善を促進し、以って型枠工事業者の健全たる発展と会員の親睦の寄与することを目的とする。

第 3 条 (所 在 地)

本会の事務所を埼玉県さいたま市南区鹿手袋 4-1-7
埼玉県建産連会館内に置く。

第 2 章 事 業

第 4 条 (事 業)

本会は第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 型枠工事業の労務対策、災害防止、福利厚生に関する

調査研究

- (2) 型枠工事業に関する技術の改善及び資材の調査研究
- (3) 型枠工事業に関する情報の収集及び交換
- (4) 型枠工事業に関する適正価格の調査研究
- (5) 特定技能外国人の受入れに関する事業
- (6) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条 (会 員)

本会の会員は正会員及び賛助会員をもって構成する。

(1) 正会員

- (イ) 埼玉県において建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けて型枠工事業を営む者
- (ロ) 埼玉県内に型枠工事業に関する事業所を有する者
- (ハ) 型枠工事業において相当の実績を有し、かつ会の趣旨に賛同し、常に誠意と努力をもって本会に協力する優秀な業者

(2) 青年部埼青会会員

(3) 賛助会員

会員の推薦により賛助会員を置く。

(4) 特定会員

- (1) の正会員を除く、在留資格「特定技能」を有する外国人を受入れる、建設業法第3条に規程する建設業の許可を受けて型枠工事関連業を営む者で、(一社)日本型枠工事業協会の特定会員となる者

第 6 条 (会員の義務)

会員は会則を遵守するとともに、目的達成の為に事業並びに諸活動に積極的に協力しなければならない。

第 7 条 (入 会)

本会に入会しようとする者は会員2名以上の推薦を得た上、所定の申込書を提出し役員会の承認を受けるものとする。

2 特定会員の入会希望者は前項の入会申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行されたもの）
- (2) 建設業許可証の写し（有効期限以内のもの）
- (3) 国土交通省に提出する「建設特定技能受入計画認定申請書」の別紙（様式第1（第3条関係））「1号特定技能外国人受入リスト」
- (4) 建設業界共通行動規範の遵守及び会費等支払いに係る誓約書

第8条（入会及び会費）

会員は別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
既納の入会金及び会費は返還しない。

第9条（除名）

本会は会員が次にあげる事項に該当するときは、役員会に於いて出席役員の3分の2以上の議決により除名することが出来る。

- (1) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 第6条の規定に違反したとき
- (3) 正当な理由なくして会費未納6ヶ月におよび、2回にわたり督促を受けても納入しないとき

第10条（退会）

会員が退会しようとする時は、理由を付して退会届を会長宛に提出しなければならない。

第10条の2（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。
- 2 第1項の定めに係らず、在留資格「特定技能」を有する外国人を受入れる正会員で(一社)日本型枠工事業協会会員である者(以下「特定技能外国人受入正会員」という。)が附則第26条に定める受入負担金を、本会の請求のあった日より2月後までに納入しないときは、その資格を喪失する。
- 3 第1項の定めに係らず、特定会員が附則第28条に定める会費及び受入負担金を、本会の請求のあった日より2月後までに納入しないときは、その資格を喪失する。

第11条 (届 出)

会員は、次の事項に変更を生じた時は、会長宛に届出をすること。

- (1) 住所・氏名又は名称・事業所等に変更があったとき
- (2) 災害・事故等にあった場合

第11条の2 (通 報)

本会は、特定技能外国人受入正会員若しくは特定会員が、第9条に定める除名、第10条に定める退会及び第10条の2に定める会員資格を喪失したときは、速やかに(一社)日本型枠工事業協会に通報する。

第 4 章 役 員

第12条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名以内
幹 事	3 名以上
会 計 幹 事	1 名
会 計 監 査	1 名

第 13 条 (役員の選任)

役員は会員総会において会員中から選出し、会長・副会長・幹事・会計幹事及び会計監査は役員の互選によって定める。

第 14 条 (任 期)

役員は輪番制とし、任期は 2 年とする。但し再選を妨げない。

第 15 条 (任 務)

- (1) 会長は本会を代表し、会務を執行する。
- (2) 副会長は会長に事故があるときはこれにかわる。
- (3) 会計幹事は会計に関する事項を担当する。
- (4) 役員は役員会を組織し、会員総会の招集及び附議する事項、会員の入退会の承認、その他本会の運営上必要と認める事項を協議決定する。
- (5) 役員会は必要あるとき会長がこれを招集する。

第 16 条 (相談役及び名誉会長)

本会に相談役、名誉会長を置くことができる。

第 17 条 (会議の種類)

当協会の会議は、定時会員総会、臨時会員総会、役員会、七日会とする。

(尚、土・日曜日に当る場合はその翌日とする。)

第 5 章 会 員 総 会

第 18 条 (総会の招集)

定時総会は毎年 3 月、会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。
臨時会員総会は役員会が必要と認めたとき会長がこれを招集する。

第 19 条 (決議事項)

会員総会は下記の事項を決議する。

- (1) 本会運営の基本方針
- (2) 役員の任命及び改選
- (3) 予算及び決算
- (4) 事業計画及び事業報告の承認
- (5) 会則の変更
- (6) 役員が必要と認めた事項

第20条 (決議の方法)

- (1) 会員総会の決議は出席会員の過半数をもって行う。
- (2) 会長が議長を兼任する。

第 6 章 会 計

第21条 (収 支)

本会の経費は、会費・寄付金・臨時会費等その他の収入をもってこれに充てる。

第22条 (会計年度)

本会の収支は毎年1月1日から12月31日までの各期についてこれを計算する。

第23条 (納入方法)

会員は入会の際、会費を納入するものとする。

第 7 章 慶 弔

第24条 (慶弔金・見舞金)

- (1) 会員に慶弔または事故等が発生した場合、本人または情報を得た会員は可及的速やかに本会事務局又は会長若しくは副会長宛に通報しなければならない。

- 事務局では直ちに祝電または弔電を打電するものとする。
- (2) 慶弔金または見舞金は次の通りとする。
- (イ) 会員及びその長子(後継者)が結婚するとき 10,000 円
 - (ロ) 会員が負傷並びに病気のため1ヶ月以上病床にあるとき 10,000 円
 - (ハ) 会員が災害を被った場合
(その程度を認定し、会長・副会長協議の上決定) 10,000 円
 - (ニ) 会員死亡のとき 花輪 1ヶと 10,000 円
 - (ホ) 会員の同居の父母妻子が死亡したとき 花輪 1ヶと 10,000 円
 - (ヘ) 会員の従業員が業務上死亡したとき 花輪 1ヶと 10,000 円
- (3) 会員は前項の金品の贈与を受けた場合これに対する物質上の答礼を要せず。

第 8 章 附 則

第 2 5 条 (事務局)

事務局を本会事務所に置く。
事務局には専従職員をおくことができる。
議事録は事務局で作成する。

第 2 6 条 (入会金及び会費規定)

入 会 金 10,000 円

会費 (年額) 100,000 円 (前期 50000 円 後期 50000 円)

原則として、6ヵ月分を1月および7月に前納するものとする。ただし、事情のある場合、会計幹事の承認を得て納入方法を変更することができる。

受入負担金 特定技能外国人受入正会員は別表に示す金額

第 27 条（賛助会員）

賛助会員については次に定める。

- （イ）本会の主旨に賛同し誠意と努力をもって本会に協力する者は賛助会員となる事ができる
- （ロ）本会に入会しようとするものは会員の推薦を得て、所定の申込書を事務局へ提出し承認を得ること
- （ハ）賛助会員は「七日会」「懇親会」等に於て商品の説明購買の指導等を行うことができる
- （ニ）年会費 30,000 円 前納とする

第 28 条（特定会員）

入 会 金 10,000 円
会費（年額） 50,000 円
受入負担金 別表に示す金額

- 2 会費は年額を期初に一括して前納するものとする。
- 3 入会金の内 5,000 円、会費の内 20,000 円及び受入負担金は本会が(一社)日本型枠工事業協会に納付する。

(別表) 受入負担金

対象となる特定技能外国人の別	1人あたり受入負担金の月額
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受ける場合）	2万円（参考：年額 24万円）
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受けない場合）	1万5千円（参考：年額 18万円）
試験免除者（技能実習2号修了者等）	1万2千5百円（参考：年額 15万円）